

○泉佐野市田尻町清掃施設組合同規約

昭和 40 年 5 月 24 日許可

大阪府指令第 186 号

第 1 章 総則

(組合の名称)

第 1 条 この組合は、泉佐野市田尻町清掃施設組合(以下「組合」という。)という。

(組合を組織する地方公共団体)

第 2 条 組合は、大阪府泉佐野市および泉南郡田尻町(以下「組合市町」という。)をもって組織する。

(組合の共同処理する事務)

第 3 条 組合は、じんかい焼却場およびし尿処理場の設置、管理および経営についての事務を共同処理する。

(組合事務所の所在地)

第 4 条 組合の事務所は、泉佐野市 6780 番地に置く。

第 2 章 組合の議会

(組合の議会の組織)

第 5 条 組合の議会(以下「組合議会」という。)の議員の定数は、10 人とし、その選出区分は、次のとおりとする。

泉佐野市 6 人

田尻町 4 人

(議員の選挙)

第 6 条 組合議会の議員は、組合市町の議会の議員の中から当該市町の議会において選挙する。

2 組合議会の議員の選挙を行なうときは、管理者は、その旨を組合市町の長に通知しなければならない。

3 前項の通知があったときは、組合市町の長は、組合市町の議会に対し選挙を行なうよう通知しなければならない。

4 選挙が終わったときは、組合市町の長は、ただちにその結果を管理者に通知しなければならない。

第 7 条 組合議会の議員に欠員が生じたときは、その組合議員の属している組合市町は、ただちに補欠選挙を行なわなければならない。

2 前項の選挙については、前条の規定を準用する。

(議員の任期)

第 8 条 組合議会の議員の任期は、組合市町の議会の議員としての任期による。

(議長および副議長の選出)

第 9 条 組合議会は、組合議会の議員の中から議長および副議長各 1 人を選出しなければならない。

2 議長および副議長の任期は、組合議会の議員の任期による。

第 3 章 組合の執行機関

(管理者)

第 10 条 組合に管理者を置く。

- 2 管理者は、泉佐野市長をもって充てる。
- 3 管理者の任期は、泉佐野市長としての任期による。

(副管理者及び会計管理者)

第 11 条 組合に副管理者を置く。

- 2 副管理者は、田尻町長をもって充てる。
- 3 副管理者の任期は、田尻町長としての任期による。
- 4 組合に会計管理者を置く。
- 5 会計管理者は、泉佐野市の会計管理者をもって充てる。

(監査委員)

第 12 条 組合に監査委員 2 人を置く。

- 2 監査委員は、管理者が、組合議員及び識見を有する者のうちから、これを選任する。この場合において、組合議員のうちから選任する監査委員の数は 1 人とし、選任に当たっては組合議会の同意を得ることとし、識見を有する者のうちから選任する監査委員は、識見を有する者のうちから選任された田尻町の監査委員(以下「田尻町の監査委員」という。)をもって充てる。
- 3 監査委員の任期は、組合議会の議員又は田尻町の監査委員としての任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行なうことを妨げない。

(職員)

第 13 条 組合に職員を置く。

- 2 前項の職員は、管理者が任免する。
- 3 第 1 項の職員の定数は、条例で定める。

第 4 章 組合経費の支弁

(経費の支弁方法)

第 14 条 組合の経費は、組合市町の負担金その他の収入をもって支弁する。

- 2 前項の負担金の負担割合は、次の各号に掲げる経費の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合とする。
 - (1) じんかい焼却場の維持管理に関する経費 人口割
 - (2) し尿処理場の維持管理に関する経費 搬入量割
 - (3) 組合議会その他総務に関する経費 人口割
- 3 前項の人口割に用いる人口は、毎年度その年度の初日の属する年の前年の 1 2 月末日現在における組合市町の住民基本台帳登録人口とし、搬入量割に用いる搬入量は、毎年度その年度の前年度中にし尿処理場に搬入された組合市町の搬入量とする。

付 則

- 1 この規約は、大阪府知事の許可のあった日から施行する。
- 2 この規約によりはじめて組合管理者が選挙されるまでの間泉佐野市長が組合管理者の職務を行なうものとする。

付 則(昭和 41 年 2 月 28 日許可)

この規約は、大阪府知事の許可のあった日から施行する。

附 則(平成 19 年 1 月 25 日許可)

- 1 この規約は、大阪府知事の許可のあった日から施行する。ただし、第 11 条及び第 13 条第 1 項

の改正規定は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規約の施行の際現に在職する収入役は、その任期中に限り、なお従前の例により在職するものとする。この場合においては、変更後の泉佐野市田尻町清掃施設組合規約第 11 条の規定は適用せず、変更前の泉佐野市田尻町清掃施設組合規約第 11 条の規定は、なおその効力を有する。

附 則(平成 24 年 6 月 29 日届出)

(施行期日)

- 1 この規約は、平成 24 年 7 月 9 日から施行する。

(経過措置)

- 2 変更後の第 14 条第 3 項の規定は、平成 25 年度以後の年度分の負担金について適用し、平成 24 年度分までの負担金については、なお従前の例による。

附 則(平成 29 年 10 月 13 日届出)

(施行期日)

- 1 この規約は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。